

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 10 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 16 日

令和 6 年度 第 10 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会をサンサン横手に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 53 号 農用地利用集積計画の審議について
6. 議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
7. 議案第 55 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）
について
8. 報告第 13 号 非農地判断について
9. 報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7		欠
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1		欠	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

11番 新 山 武

17番 高 橋 尚 也

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局主査	菊 谷 仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は22名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第10回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 19番 高橋康弘 委員 20番 丹波賢太郎 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は14件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「5番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、農地所有者が破産者となったため、裁判所から選任された破産管財人が申請者となり、農地を売却処分するものです。 「2番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。 「3番」は、譲渡人が高齢となり、経営縮小のため農地を売却するものです。 「4番」は、譲渡人が高齢となり、経営縮小のため近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」は、後継者へ農地を贈与するものです。 「6番」から「8番」は、増田地域局管内からの申請です。 「6番」は、農業廃止のため農地を売却するものです。 「7番」は、農地を買い入れ、新規就農するものです。 「8番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。議案書4ページをご覧ください。 「9番」、「10番」は、平鹿地域局管内からの申請です。いずれも、買受により経営規模の拡大をするものです。 「11番」、「12番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「11番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「12番」は、農地売買等支援事業により、出し手農家から秋田県農業公社が農地を買入し、受け手農家は公社と使用収益権設定し、10年間分割払いしながら農地を使用してきました。完済したため、公社から所有権移転するものです。なお、受け人は農業法人の構成員となっており、所有農地は所属法人へ貸付しているため、現在の経営面積としては今回所有権移転しようとする農地のみとなっています。議案書5ページをご

	覧ください。 「13 番」、「14 番」は、大森地域局管内からの申請です。いずれも、合作地を贈与するものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 14 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	「12 番」の案件について、書類上だけではなかなか理解が進まないということで、十分ご説明いただいたように聞いておりましたが、事案は書類上で判断しますので、今後でもよろしいのですが、例えば調査書の全部効率要件のところにただいまご説明あった内容を記載するなどの工夫をされたらいかがだと思いますがどうでしょうか。
事務局	この農地売買等支援事業を完済したということでの所有権移転の申請で、時折ある申請ですので、今のご意見を参考に今後検討していきたいと思っています。
16 番	この農地売買等支援事業は非常に難しい事業です。これを理解するのも大変ですが、果たしてどの要件に該当してこの方が譲り受けるのかということも踏まえて、ご説明していただけると私ども非常に助かりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。
議長	他にご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 50 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 50 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。申請者は農機具の販売や整備・修理等の事業を営んでいます。この度事業拡大に伴い、整備用または中古販売用の農機の駐車用地が不足しており、新たに整備しようとするもので、近隣の宅地を検討しましたが適地が見つからず、申請地は自宅兼店舗に隣接し修理工場も近く、農機具等の移動などの利便性も良いことから、農地ではありますが適地としてやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から南西約 1.4 km に位置しており、登記地目は「畑」現況地目は「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地、東側は畑、西側及び南側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透の計画です。

被害防除については、農地に接する部分には緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第 1 種農地」ではありますが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」となります。業務上必要な施設としては、店舗・事務所・作業所等、生活を営む上で必要な施設全般が該当するものとされておりますので、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当するものと判断し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11 月 28 日、木村由美子委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

かなり丁寧なご説明をいただきました。その適当な土地が周辺にはなかったということですが、それについては、農地以外の土地、第 2 種、第 3 種の農地がなかったということだったのでしょうか。確認させていただきます。

それから、生活を営む上で必要な施設という説明でしたが、調書を見ますと、用途が農機具置き場となっていますがこれでは農業施設です。

	これはその地域の農業振興に資する施設ですから、あまりにも広範囲なその商圈のようなエリアの施設は適さないと思います。その集落に居住する、あるいはその隣の集落とか、それほど広くない範囲の地域に居住する者に対してだろうと思います。 そこで、この中古農機具展示場、この商圈はどれぐらいの範囲でしょうか。よろしくお願いします。
議長	商圈の範囲についてですか。
16 番	この中古農機具展示場は、この集落や生活を営む上で必要だということですが、その集落だけに販売するわけではありません。横手市全域だとか、あるいは周辺市町村だとか、そういうようなエリアに販売しているのが普通ではないでしょうか。そうした場合、果たしてこれがその地域の農業の振興に資する施設なのか。さらに説明ではこの施設が集落の居住、生活に必要な業務施設ということですが、この施設が果たしてそこまで商圈が狭い、そういうようなものに該当する施設なのだろうか、そういう意味合いでご質問しました。
事務局	最初の質問に関しては、周辺に第2種農地、第3種農地に該当する土地がありませんでした。まずご自分の所有地であったこともあり、そちらを選択したということになります。 2番目の質問ですが、こちらの説明としましては、ご本人様申請者の居住する周辺の地域において、ご本人が生活を営む上で必要な施設ということでの不許可の例外ということになりますので、そういった説明をしたつもりではありますが、こちらの商圈のエリアとしましては、やはり雄物川地域全般に該当してくるものと思います。
16 番	今のご説明で判断いたします。
議長	他にご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第51号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	挙手多数ですので、「議案第51号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程4、「議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書12ページをお開きください。申請件数は全部で6件になります。

それでは説明いたします。

「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は不動産業者であります。国道 13 号から近く、周辺のほとんどが宅地に囲まれて立地する申請地は、宅地としての用途及び目的に適合し有効に利用できると判断し、17 区画の宅地分譲地として整備しようとするものです。

土地概要です。申請地は「 地区交流センター」から北東約 1.7 km ある農地で、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側及び北側は市道、東側及び南側は宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金での対応であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は自然流下及び近接の市道側溝へ接続放流する計画です。

被害防除については、整地の際は擁壁を先行施工し、資材等の崩れが生じないように施工する計画であり、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。

他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。また、道路法第 24 条による道路工事施工について承認済みであります。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11 月 21 日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「2 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、他の農地区分に該当しない、小集団の生産性の低い農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。借受人はこの度、無線基地局の建設工事を請け負った事業所です。その工事期間中の作業スペースとして使用するため、基地局建設地の隣地である申請地を、農地でありますがやむを得ず選定したものです。

土地概要です。申請地は「 地区交流センター」から北東約 850m にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路、西側は田、東側は公衆用道路、南側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金での対応であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。仮設トイレの汚水は汲み取りにて処理。生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除は、重機の出入りのため、鉄板敷きにして養生し農地を保護する計画です。また、作業後は敷きならしをおこない復元する計画であ

り、影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「第2種農地」ですが、一時的な利用に供するものであり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月21日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。続いて、14ページとなります。

「3番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地であるため、「第2種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人はこの度、国道拡幅工事の用地として現自宅がかかったことにより、近隣において新しく建築することを計画し、宅地を検討しました。しかし適地が見つからず、代替地として紹介された申請地を含めた土地をやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から北東約600mにある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接地の状況は、西側及び東側は宅地、北側は田、南側は市道となっております。

資金計画です。道路用地の補償金による対応であり、契約書により確認済です。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、緩衝地を設け、建物の高さを加減する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は「第2種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月21日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「4番」は■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、家事の協力を得られる実家近くで住宅の新築を計画し、宅地を探しておりましたが、近隣に見つけた宅地は農地と接しており、市道との出入りのためには一体で利用する必要があるため、

やむを得ず適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所■■■■庁舎」から西約 2.3 kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側・南側は宅地、東側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金での対応であり、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は既存水路へ放流させる計画です。

被害防除は、造成の際は北側境界に擁壁を設置し、それ以外は土留め工事を行う計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は「第 1 種農地」ですが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12 月 2 日、武藤吉喜委員、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。

続いて、16 ページとなります。

「5 番」は■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、他の農地区分に該当しない、小集団の生産性の低い農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。申請者は自宅の老朽化により新築を計画しており、申請地は現居住宅の敷地に接しておりその宅地を含めての建築計画であることから、農地ではありますがやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から南西約 1.2 kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、西側及び南側は宅地、北側は法定外道路、東側は市道となっています。

資金計画です。自己資金及び借入資金での対応であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は集落排水を利用、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、建物の高さ、配置を加減する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、山城水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「第 2 種農地」ですが、申請人の現在の居住地である宅地と併せて設置するものであり、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することはできないと認められるため、「立地基準」を満たしており、「一般基準」も

	満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、11 月 26 日、高田恵律子委員、佐藤仁委員と事務局で実施しております。 「6 番」は、 地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。 事業概要です。譲受人は、野菜・果物の栽培をしており、収穫後の作業所や資材置場が手狭になってきたため、新たに作業所と資材置場を整備しようとするものであり、その目的に即した場所として、申請地を適地として選定したものです。 土地概要です。申請地は、「 地区交流センター」から南東約 600m に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は水路を挟んで市道、西側及び東側は農地、南側は市道となっています。 資金計画です。自己資金及び借入資金での対応であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。 被害防除については、十分な緩衝地を設ける計画となっており、影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の意見書が交付されています。 他法令については、特にありません。 申請地は「農用地区域内農地」ではありますが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第 5 条第 2 項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、11 月 20 日、新山武委員と佐々木一誠委員と事務局で実施しています。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6 番	「3 番」の件ですが、渡人が詳しく記載しておりますが、国の土地でここまで詳しく記載したのでしょうか。
事務局	現在の所有者は国土交通省になっております。

6 番	国の土地ということですね。
事務局	そうです。
6 番	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 52 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 52 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 53 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに「整理番号 1112 番」と「整理番号 1113 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「整理番号 1112 番」と「整理番号 1113 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 議案書 21 ページの「整理番号 1112 番」から議案書 22 ページの「整理番号 1113 番」の 2 件は、出し手農家と受け手農家の間において、12 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 3 年間の利用権を新規設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1112 番」と「整理番号 1113 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1112 番」と「整理番号 1113 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「整理番号 1118 番」は、議席番号 14 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 14 番 近江清廣委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 1118 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 議案書 22 ページの「整理番号 1118 番」の 1 件は、出し手農家と受け手農家の間において、12 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1118 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1118 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。

	(議席番号 14 番 近江清廣委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1095 番」から「整理番号 1131 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。相対による利用権設定になります。 議事参与の制限の案件を除く議案書 20 ページの「整理番号 1095 番」から議案書 24 ページの「整理番号 1131 番」までの 34 件は、再設定が 26 件、新規設定が 8 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において、12 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1095 番」から「整理番号 1131 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1095 番」から「整理番号 1131 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 53 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
議長	はじめに「整理番号 234 番」は、議席番号 4 番 石山俊彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 4 番 石山俊彦委員 一時退席)

議長	「整理番号 234 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 31 ページの「整理番号 234 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 2 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 234 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 234 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 4 番 石山俊彦委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 210 番」から「整理番号 247 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 28 ページの「整理番号 210 番」の 1 件は、令和 7 年 1 月 31 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 2 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。「整理番号 211 番」の 1 件は、令和 7 年 1 月 31 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に農地中間管理事業になります。 議事参与の制限の案件を除く、議案書 29 ページの「整理番号 212 番」から、議案書 32 ページの「整理番号 246 番」の 34 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 2 月 14 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 54 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧でご確認ください。

	続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 33 ページの「整理番号 247 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 2 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 210 番」から「整理番号 247 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 210 番」から「整理番号 247 番」については、承認することにいたします。
議長	日程 7、「議案第 55 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）」について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 55 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）」について」をご説明いたしますので、議案第 55 号別紙をご覧ください。 これについては、「1 改正する理由」に記載のとおり、令和 6 年 4 月 1 日より農業委員会が新体制になったことにより、現在の「指針」内の目標数値等の改正が必要となりました。根拠としては、参考にある「農業委員会法第 7 条第 2 項」に規定する「必要があると認めるときは、変更しなければならない。」ということであります。 主な内容としては、裏面の「2 改正の主な内容」の (1) に記載しておりますが、「旧指針」にある「目標」の時期を変更し、それに伴う数値を変更いたしました。「現状（令和 6 年 3 月）」、「3 年後の目標（令和 9 年 3 月）」及び「目標（令和 16 年 3 月）」とし、(案) の 2 ページ上段の表、3 ページ上段の表及び 4 ページ上段の表がこれにあたります。 指針を変更しようとするときは、「農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」とされており、前回総会後に、全推進委員から聴取の報告をいただき、ほぼ全推進委員が「意見なし」とのことであったことから、今回の（案）を上程したところです。

	この（案）が承認されれば、市ホームページに掲載し、公表とすることとしております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見なし）
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 55 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、「議案第 55 号」については、原案のとおり決議することに決定いたします。
議長	日程 8、「報告第 13 号 非農地判断について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 36 ページをご覧ください。願い出の報告は 1 件です。 「1 番」は、[REDACTED]地域局管内からの願い出です。「1 番」の願い出地は、[REDACTED]地区交流センターから北東へ約 300m 先に位置しております。願出人は、平成 7 年に相続によりこの土地を取得しました。当時はさくらんぼや野菜などの畑として利用していましたが、平成 10 年ごろから農地としての利用が無くなり、徐々に山林化が進行し現在に至っています。 現地調査は 10 月 9 日、新山武委員、佐藤吉治委員、齊藤龍平推進委員と事務局にて実施しており、11 月 12 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。 報告は以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 （特になし）
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見なし）
議長	ご質問がないようですので、「報告第 13 号」の報告を終わります。
議長	日程 9、「報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

それではご説明いたします。議案書 38 ページをご覧ください。報告件数は全部で 4 件となっております。横手地域局管内が 1 件、雄物川地域局管内が 1 件、十文字地域局管内が 2 件です。

まず「1 番」についてです。

照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から北西約 1 k m に位置しています。隣接地の状況は、北側及び南側は宅地、西側は公衆用道路、東側は水路となっています。

土地の状況です。先代の所有者が昭和の後期に申請地を埋め立てし、近隣店舗の駐車場として長期にわたり貸付していたものであり、転用許可を得ずに行っていたようです。現在も舗装された状態であり、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11 月 21 日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11 月 21 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。

照会地は、「■■■■地区交流センター」から北約 1.7 k m に位置しています。隣接地の状況は、北側及び西側は山林、南側は畑、東側は市道となっています。

土地の状況です。申請者の父は、申請地を含む山林一体の土を採取業者に売払い、平成 18 年に申請者が贈与を受けた時にはすでに原野であったとのことです。売払った際の契約書類も残っておらず、経緯はわからないとのことでしたが、当時転用許可を得ずに行っていたようです。申請地は周りが山林といった場所で原野化しており農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11 月 14 日、佐藤保委員、近江清廣委員、小笠原夏子委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11 月 18 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3 番」についてです。

照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から北東約 400 m に位置しています。隣接地の状況は、北側は公衆用道路、西側・東側及び南側は宅地となっています。

土地の状況です。申請者の母が、宅地の拡張として昭和 52 年に転用許可を受けておりましたが、地目変更登記の手続きをしていなかったようです。住宅と車庫に挟まれた細い土地であり、敷地の一部であることから「非農地」と判断しました。

現地調査は、11 月 20 日、新山武委員、佐々木一誠委員、高橋康弘委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11 月 25 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4 番」についてです。

照会地は、「■■■■地区交流センター」から西約 1.3 k m に位置しています。隣接地の状況は、西側・東側及び南側は田、北側は市道となってい

ます。

土地の状況です。申請地には申請者が生活している自宅・車庫があり、建築年は不明であるがいずれも申請者の祖父の代に建てたとのことで、当時転用許可を得ずに行ってしまったようです。従って、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11 月 20 日、新山武委員、佐々木一誠委員、高橋康弘委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11 月 25 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上となります。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 14 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 10 回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11 時 02 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年12月16日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 橋 康 弘

署名委員 丹 波 賢太郎
